

## 令和8年鉾田市農業委員会2月定例総会議事録

日 時	令和8年2月25日（水）午後1時30分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>箕輪 秀克</td><td>出</td><td>13番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>伊藤美智男</td><td>出</td><td>14番</td><td>草野 克信</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>荒野 信寿</td><td>出</td><td>15番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>16番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>村上 勝信</td><td>出</td><td>17番</td><td>本沢 千代</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td><td>18番</td><td>永井 司</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>菅谷 卓司</td><td>出</td><td>19番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>関根 薫</td><td>出</td><td>20番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>21番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>山口 陽一</td><td>出</td><td>22番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>石田 一博</td><td>出</td><td>23番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>24番</td><td>小室 満</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																										
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																										
3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出																																																																										
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出																																																																										
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																										
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																										
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																										
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																										
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																										
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																										
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																										
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																										
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長																																																																														
議 長	6番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	24番 小室満 1番 箕輪秀克																																																																														
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 4 号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第 5 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売・公売落札後の許可について</p> <p>議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について</p> <p>議案第 7 号 鉾田市環境審議会委員の推薦について</p>																																																																														

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権  
利移動届出について  
報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等  
の権利移動届出について  
報告第 4 号 農地法制限除外の届出について  
報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について  
  
そ の 他

(開 会)

事 務 局

定刻前ではございますが、全員おそろいになりましたので、ただいまから令和 8 年銚田市農業委員会 2 月定例総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶申し上げます。

会 長

どうも皆さん、こんにちは。午前中の研修に引き続いて、午後から定例総会のほう、本当にご苦労さまでございました。天気の悪い中、1 日雨降るような感じでございます。

[Redacted content]

そういうことで、その分農業生産高もやはり幾らか右肩上がりではございますけれども、幾ら農業生産高が右肩上がりでも、やはり農業に係る農機具、肥料、農薬、やはりそこも右肩上がりですから、さほど収入は幾らも超えないということでございます。

その中で、この銚田市でもそうですけれども、やはり農地を集約化しながら、効率よく生産高を上げるような、日本全体でそういうシステムをつくりながら、外国によりいい農作物を輸出して、金を稼ぐような、そういう方法で、国から県、市から挙げてやっていければいいかなと思っております。

我々農業委員もやはり少しでもそれに役立つようにブラッシュアップのほうに力を入れながら、これから皆さんで力を合わせて、去年よりは今年、今年よりは来年という形で、幾らかでも農地が集約化されればいいかなと思っておりますので、それには皆さんひとつこれからも忙しくなると思いますから、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

こうということでございますので、今日も1日慎重審議のほう、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。

		議事進行を飯岡会長にお願いします。
議	長	<p>ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会2月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、24番 小室満 委員、1番 箕輪克秀 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐をご指名いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号19番を一括して上程いたします。事務局の説

<p>事務局</p>	<p>明を求めます。</p> <p>番号1番から番号19番までご説明いたします。申請件数につきましては19件、地目、田11筆、畑32筆、計43筆。面積は9万7,471平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買14件、普通贈与4件、代物弁済1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。</p>
<p>議長 荒野信寿委員</p>	<p>それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、荒野です。よろしくお願ひします。申請番号1番についてご説明を申し上げます。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、■■■■の間柄でございます。このたび、農業経営規模拡大のため、贈与がまとまったということでございます。</p> <p>■■■■さんは、カンショ、メロン、ミニトマトなどを中心とした農家でございます。経営面積3ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。ありがとうございます。</p>
<p>議長 大貫修一委員</p>	<p>続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番、大貫です。2番について説明します。</p> <p>譲渡人、■■■■さんは、先月の案件で■■■■の■■■■さんという方へ田んぼを譲ったように、田舎の土地を処分したい意向のようであります。今回は、■■■■地区内にある畑とかを■■■■に住んでいる■■■■さんへ売買するとの話でありました。</p> <p>■■■■さんは、1町2反歩ほどの農地を持っており、サツマイモ、水稻などを作付しております。買うことになった田んぼは、現在作付しておらず、篠竹山になっており、これ田んぼにはならないなということでありましたが、畑と抱き合わせで買ってくれということでの話でありました。■■■■</p> <p>■■■■何ら問題ない案件と思われまますので、よろしく</p>

<p>議長 箕輪美代子委員</p>	<p>お願いします。</p> <p>続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>9番、箕輪です。3番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは■■■■の間柄です。このたび、譲渡人の希望により売買契約が円満にまとまったということです。</p> <p>譲受人の■■■■さんは、葉物の栽培を中心とした農家であり、経営面積も3.7ヘクタールあります。この申請地は、水がたまり、雑草が生え、■■■■さんが除草作業をしておりました。■■■■さんより買ってくれないかということで、売買契約がまとまったそうです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人の権利移動に係る許可要件に問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長 山口陽一委員</p>	<p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>10番、山口です。4番について説明します。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人の■■■■さんは■■■■の間柄です。このたび農業経営安定のため、贈与が円満にまとまったということでございます。</p> <p>■■■■さんは、水稻、メロン、イチゴなどを中心とした農家であり、熱心に取り組んでおります。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長 海老原康廣委員</p>	<p>続きまして、番号5番、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>13番、海老原です。番号5番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■があり、このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。</p> <p>■■■■さんは、水稻、ルッコラなどを中心とした農家であります。何ら問題はないと思われまますので、つきましては農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号6番についてご説明いたします。</p>

<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄でございます。このたび譲渡人の■■■■さんが体調不良になったため、いとこの■■■■さんに贈与ということでございます。 ■■■■さんは、水稻を中心とした農家であり、何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>14番、草野です。7番について説明いたします。</p>	<p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄で、■■■■さんは■■■■近くにある■■■■さんの畑を十数年近く借りていて、このたび経営規模拡大のため、売買が円満にまとまったそうです。 ■■■■さんは、葉物、ミズナを栽培する専業農家で、経営面積も220アール以上あり、地区の担い手として頑張っています。研修生も7人おります。取得後は、ミズナを栽培するそうです。 以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長 齊藤新一委員</p>	<p>続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>19番、齊藤です。8番についてご説明します。 譲受人、■■■■さん、譲渡人、■■■■さんは共通の知人の紹介で知り合い、経営規模を拡大したい李さんと、土地を売りたい■■■■さんとの間で売買契約が円満にまとまったということです。 ■■■■さんは、加工トマト、ミニトマト、ホウレンソウなどを栽培している農家で、経営面積も2.9ヘクタールあります。■■■■と技能実習生などで農業をしています。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長 長峰克巳委員</p>	<p>続きまして、番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番、長峰です。9番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の関係です。このたび、農業経営規模拡大のため売買契約がまとまりました。 ■■■■さんは、米、サツマイモを中心とした作付を行っている農家</p>

	<p>であります。経営面積も3.7ヘクタールあり、熱心に仕事に励んでおります。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に年間150日以上従事しておりますので、つきましては、許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、10番の説明をいたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の関係です。このたび、農業経営規模拡大のため売買契約が円満にまとまりました。</p> <p>■■■■さんは、サツマイモ、長芋、ゴボウを中心とした作付を行っている農家であり、経営面積も4.2ヘクタールあり、熱心に仕事に取り組んでおります。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に年間150日以上従事しており、つきましては、許可要件について問題ないと思われるので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号11番、番号12番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>山口正重委員</p>	<p>23番、山口です。申請番号11番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の間柄でございます。このたび、■■■■さんが経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。</p> <p>■■■■さんは、作物、葉物を中心とした農家であり、経営面積も6ヘクタールに熱心に取り組んでいる■■■■であります。経営規模を拡大するため、申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上の理由から、譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。以上の理由から、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>申請番号12番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■関係の■■■■でございます。このたび、代物弁済ということで円満に売買契約がまとまったということでございます。</p> <p>■■■■さんは、経営規模拡大のため申請地を取得したいということでございます。先日、事務局と私で自宅に行き確認したところ、トラクターや農業機械がいろいろありました。譲受人は、申請地でカンショを作りたいということでございます。何ら問題もない案件だと思われるので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号13番について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>菅谷卓司委員</p>	<p>7番, 菅谷です。申請番号13番についてご説明いたします。  譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは■■■の間柄でございます。このたび, 農業経営規模拡大のため売買契約が円満にまとまったということでございます。  ■■■さんは, 水稻, サツマイモ, ゴボウなどを中心とした農家でございます。経営面積も6ヘクタールあるということでございます。  以上のような理由から, 譲受人は農作業に常時従事しており, 取得後も耕作の事業を行うと認められ, 地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号14番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>18番, 永井です。14番について説明いたします。  譲渡人, ■■■■さんと譲受人, ■■■■さんは■■■の間柄でありまして, このたび, ■■■■さんの規模拡大ということで売買が円満にまとまったそうでございますので, よろしく審議お願いしたいと思ひます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号15番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>22番, 菅谷です。15番について説明いたします。  譲渡人, ■■■■さんと譲受人, ■■■■さんは■■■と■■■の関係だそうです。■■■さんは, ■■■■の経営する農機具屋さんを手伝いながら農業を手伝っていたそうです。稲作を中心にこれからも譲られた土地で作付するとのこと。問題のない案件と思われまますので, よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号16番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>8番, 関根です。16番について説明いたします。  受人の■■■さんと渡人の■■■さんは, 今回は■■■さんの紹介で土地の売買が円満にまとまりました。■■■さん本人は, 73歳という年齢ですが, 体健康上, 農業をやるのは難しいということの理由です。  ■■■さんは, ■■■■地区で■■■■を営んでおります。もう既に, サツマイモ栽培に取り組んでおり, ハウス等はハウレンソウ, コマツナなどを栽培しております。この方は, ■■■■</p>



	<p>番号1番から番号19番について申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番から番号19番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>
	<p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、申請地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、地目、畑、面積499平方メートル。申請人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。転用施設、自己住宅<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>平方メートル。事由、現在アパート住まいであるが、子供が成長し手狭になったので、申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>12番、菅谷です。1番について報告いたします。</p> <p>去る2月18日に3番、荒野委員、4番、大貫委員、12番私と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、自己住宅を整備し使用するため、例外的に許可できる農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合</p>



<p>議 長</p> <p>石田一博委員</p>	<p>場所につきましては、地図1ページの右側の位置図になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にありますが、進入路の整備として使用するため、例外的に許可でき、農地区分については第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>11番、石田です。現況調査委員さん、ご苦労さまでした。番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、地図1ページ右側です。場所は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、国道51号<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>から西に<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>ぐらいのところ です。</p> <p>申請人は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんであります。自己住宅の建築を予定しており、住宅予定地に隣接する申請地を進入路として利用したいとのことでございます。ご審議ほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号3番、申請地、<span style="background-color: black; color: black;">  </span>、地目、畑、面積155平方メートル。申請人、<span style="background-color: black; color: black;">  </span>。転用施設、敷地拡張、155平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに20年以上前から<span style="background-color: black; color: black;">  </span>してお</p>



(議案第3号 農地法第5条の規定による権利  
の設定, 移転を伴う転用許可について)

議長 続きます。議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について」を議題といたします。

議長 番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局 番号1番, 権利, 売買, 申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積434平方メートル。譲受人, [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED]。転用施設, 自己住宅, [REDACTED]平方メートル。事由, 現在, 実家で両親と同居しておりますが, 子供の成長に伴い手狭なため申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。

議長 それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。

大貫修一委員 4番, 大貫です。1番についてご報告します。場所については, 地図2ページの右側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さん, お願いします。申請地は, 住宅に囲まれた地域にある非農地でありまして, 農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。ありがとうございました。

議長 それでは, 地元委員の説明を求めます。

城田俊男委員 16番, 城田です。5条1番の説明に入ります。現況調査員の大貫さん, 菅谷さん, 荒野さん, ご苦労さまでした。場所は, 2ページ右側です。[REDACTED]線と書いてある場所の現地より右側へ [REDACTED] ぐらい行ったところに, [REDACTED]

		<p>へ続く、51号線のの信号です。左側が方面、方面に行く通りです。</p> <p>譲渡人、さんが作物等は栽培されず、草刈り等の管理だけでしたので、さんが住宅メーカーその他に売買の話をしていたところ、さん夫婦が両親と同居していましたが、手狭なため売買の話がまとまったそうです。自己住宅を建てたいとの話ですので、問題はないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>番号2番、権利、売買。申請地、 畑、面積200平方メートル。譲受人、 。譲渡人、。転用施設、駐車場、200平方メートル。事由、 を営んでおりますが、現在利用している駐車場が手狭なため申請地に新たな駐車場を整備したい。また、農地法の許可を得ずに一部碎石を敷いて使用していたため是正の申請をしたい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p>
菅谷幸子委員		<p>12番、菅谷です。2番について報告いたします。</p> <p>場所については地図3ページの左側の位置になります。詳細につ</p>

<p>議長</p>	<p>きましては、地元委員さんをお願いいたします。 申請地は、集团的に存在して設置される事業に必要な施設として例外的に許可できます。農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>石田一博委員</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>12番、石田です。現況調査員さん、ご苦労さまでした。番号2番についてご説明いたします。 申請地は、地図3ページの左側です。場所は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]から[REDACTED]ぐらいのところ です。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは[REDACTED]の間柄でございます。[REDACTED]さんは[REDACTED]を営んでおりますが、現在、利用している駐車場が手狭なため、申請地に新たな駐車場を整備したいとのことでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号3番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積400平方メートル。譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。[REDACTED]。転用施設、自己住宅、[REDACTED]平方メートル。事由、現在アパートに住んでいるが、子供の成長に伴い手狭なため申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきまして</p>

<p>議 長</p>	<p>は、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>荒野信寿委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>3番，荒野です。申請番号3番についてご報告いたします。 場所につきましては，地図3ページの右側の位置になります。詳細につきましては，地元委員さん，お願いいたします。 申請地は，山林に囲まれた地域にあります集団性の低い農地であります。農地区分につきましては，第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>山口陽一委員</p>	<p>10番，山口です。現況調査員さんは，ご苦労さまでした。番号3番についてご説明いたします。 申請地は，地図3ページの右側でございます。場所は， ぐらいのところに県道があるところです。このところは，県道110号線から を右側に行って のところです。 さんとさんは の間柄でございます。このたび， さんから申請地を譲り受けて，自己駐車場を建築したいとのこと で申請がありました。問題ない案件と思われまますので，よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは，番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで，ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>



	<p>番号4番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号5番、権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積1,636平方メートル。賃借人、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]。転用施設、駐車場、1,636平方メートル。事由、現在、運送業を経営していますが、既存の駐車場が手狭になり隣接している申請地を借り受けて、駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けてお願いをいたします。</p>
大貫修一委員	<p>4番、大貫です。5番についてご報告します。場所は、地図4ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にありますが、集落に接続をして設置される周辺住民の必要な施設として例外的に許可できるということで、こういうのを連檐といいます。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、地元委員として説明いたします。地図を詳しく説明しますと、場所は国道51号の右上に[REDACTED]さんという家がありますが、その左側にあるのが[REDACTED]になるのですが、国道を南側へ渡り、南側に向かって[REDACTED]ぐらい行ったところを斜め右に曲がったところであります。</p> <p>受人、[REDACTED]さんと渡人、[REDACTED]さんは[REDACTED]の関係です。この場所の前方に、集荷というのですか、ちょうど6月頃には[REDACTED]のジャガイモの収穫になり、秋には[REDACTED]でサツマイモの集荷をする結構大きい倉庫がありまして、繁忙期には従業員の車が</p>



<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地でありまして、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>22番、菅谷です。6番についてご説明いたします。まず、現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は、地図5ページ左側になります。</p> <p>■■■■■を■■■■■に向かい、■■■■■地点を右折し、すぐのところにあります。譲渡人、■■■さんと■■■■■ ■■■さんは■■■を通しての知り合いだそうです。■■■さんの土地に太陽光発電施設を設置したいとのことでした。よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号7番、権利、使用貸借。申請地、■■■■■ ■■■■■、地目、田、面積660平方メートル。使用借人、■■■■■ ■■■■■。使用貸人、■■■■■ ■■■■■。転用施設、重機置場、資材置場、660平方メートル。事由、■■■■■の■■■■■工事に使用する重機置場及び資材置場として、申請地を借り受けて一時的に利用したい。許可の日から令和8年6月30日までの一時転用となっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>4番、大貫です。7番についてご報告いたします。場所については、地図5ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域になりますが、一時的な転用であることで許可できます。農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>城田俊男委員</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番、城田です。5条7番の説明に入ります。場所は地図5ページ右側です。五差路ですが、真上が■■■■地区、右が■■■■地区です。真下が、直進していきますと、■■■■近くから51号へ出る道路となります。左上が■■■■、■■■■を過ぎますと、■■■■の信号となります。そのまま行きますと、■■■■の十字路に出ます。</p> <p>この案件は、■■■■の■■■■の資材置場です。一時転用ですので、問題はないと考えられますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>山口正重委員</p>	<p>それでは、番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。</p> <p>23番、山口です。ちょっと図面見て、三角形なのだけれども、何でこれ三角形なのか、一部ではなく全部一時転用で使うのが使い勝手がいいのかなと思って、今疑問を持ったのですけれども。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>それでは、事務局、お願いします。</p> <p>では、今のご質問に対してなのですけれども、地図5ページの右側になってくると思うのですけれども、これ三角形で、その右側のほうですか、それが■■■■の土地がありまして、そこと一体で利用をする形になるので、あくまでこの三角は農地部分のものになります。一体で利用する形になると、図面にすると長方形みたいな</p>

		形になるので、ここだけの三角だけのエリアではなくて、その右側の土地、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 土地も一体で利用しているということの案件になります。
山口正重委員		ありがとうございました。よく分かりました。
議 長		そうすることで、そのほかに質疑のほうどうでしょうか。  (質疑なしの声あり)
議 長		それでは、質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定をいたします。
		<b>(議案第4号 現況証明書の交付について)</b>
議 長		続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長		番号1番を上程いたします。事務局に説明をお願いします。
事 務 局		番号1番、届出地、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。台帳地目、畑、面積1,306平方メートル。申請人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。届出年月日、令和8年2月6日。確認年月日、令和8年2月18日。転用事実証明となります。 以上でございます。
議 長		それでは、現況調査員の調査報告を求めます。



菅谷幸子委員	12番, 菅谷です。場所については, 地図6ページの右側の位置図です。現地確認したところ, 転用目的どおり農業用の駐車場として使用している状況でした。3人の総合意見として, 現況証明書の交付は可と判断いたしましたので, ご報告いたします。
議 長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	9番, 箕輪です。場所は, 地図6ページの右側で, 先ほどの1番の場所の隣接したところになります。先ほど申請人の名前を言うのを忘れたのですけれども, 申請人は, [REDACTED] [REDACTED]さんで, 今回の2番は [REDACTED] [REDACTED]さんです。 現地を確認しましたところ, 以前はイチゴのハウスが3棟ありましたけれども, 現在は農業用駐車場として碎石等が敷いてあり, 現況証明書の交付には問題ないと思いますので, よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは, 番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。はい, どうぞ。
菅谷美尚委員	22番, 菅谷です。ちょっとこの地図を見ると, 畑の真ん中に, さっきの1番があって, それにつながっていないような駐車場のあれなのですけれども, これどういう土地のことになるのですか。
箕輪美代子委員	右側の地図の真ん中の赤色のこの左側は全部駐車場になっているのです。今現在は, 全部もう碎石が敷いてあって駐車場になっているのです。この部分は, 以前, 右側の空いているスペースと全部ハウスでイチゴのハウスだったのです。資材置場が足りなくなって, イチゴの面積が4町歩あるものですから, 資材が非常に増えて, 駐車場に物を置いていたために, 場所が狭くなって, このハウスを解体して, ここを駐車場にして, その隣なのですけれども。
菅谷美尚委員	ありがとうございました。そうしたら, これって始末書をつけなくてこれ使用してしまっているということなのですか。
箕輪美代子委員	いや, 先月, 議案に出て, ちゃんと転用の許可を得ております。
菅谷美尚委員	それから砂利を入れるということですか。
箕輪美代子委員	そうそう, そうそう。やる前はちゃんとハウス建っていました。

菅谷美尚委員	ありがとうございます。
議 長	どうでしょうか。分かりましたでしょうか。
菅谷美尚委員	はい、ありがとうございます。
議 長	これ、なかなか見えていて、現場の写真見れば分かったということ。そのほかに質疑どうでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定をいたします。
	<b>(議案第5号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売・公売落札後の許可について)</b>
議 長	議案第5号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売・公売落札後の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号10番、番号12番を一括して上程いたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	説明する前に、総会始まる前に配付いたしました議案書のほうを御覧ください。

<p>議 長</p> <p>草野克信委員</p>	<p>番号1番, 土地の表示, [REDACTED], 畑, 2, 400平方メートル, 同じく [REDACTED], 畑, 425平方メートル, 計2筆2, 825平方メートル。願出人, [REDACTED]。</p> <p>番号2番, 土地の表示, [REDACTED], 畑, 9, 422平方メートル。願出人, [REDACTED]。</p> <p>続きまして, 番号3番, 土地の表示につきましては, 番号2番と同一でございます。願出人, [REDACTED]。</p> <p>番号4番, 土地の表示, [REDACTED], 畑, 1, 091平方メートル。願出人, [REDACTED]。</p> <p>続きまして, 番号5番, 土地の表示, [REDACTED], 畑, 2, 151平方メートル。願出人, [REDACTED]。</p> <p>番号6番, 土地の表示, [REDACTED], 畑, 2, 230平方メートル。願出人につきましては, 番号5番と同一でございます。</p> <p>番号7番, 土地の表示につきましては, 番号4番と同一でございます。願出人につきましては, 番号5番, 番号6番と同一でございます。</p> <p>続きまして, 番号8番, 土地の表示につきましては, 番号5番と同一でございます。願出人, [REDACTED]。</p> <p>続きまして, 番号9番, 土地の表示につきましては番号6番と同一でございます。願出人につきましては, 番号8番と同一でございます。</p> <p>続きまして, 番号10番, 土地の表示につきましては, 番号1番と同一でございます。願出人につきましては, 番号8番, 番号9番と同一でございます。</p> <p>続きまして, 番号12番, 土地の表示, [REDACTED], 畑, 524平方メートル。同じく [REDACTED], 畑, 165平方メートル, 計2筆689平方メートル。願出人につきましては, 番号 [REDACTED] 番, 番号 [REDACTED] 番, 番号 [REDACTED] 番と [REDACTED] でございます。</p> <p>番号1番, 番号4番から番号10番, 番号12番が公売で, 入札期間及び開札期日は令和8年2月26日。番号2番, 番号3番が競売で, 入札期間が令和8年4月3日から令和8年4月10日まで, 開札期日が令和8年4月17日となっております。以上でございます。</p> <p>それでは, 番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>14番, 草野です。1番について説明いたします。 願出人, [REDACTED]さんは, ホウレンソウ, ミニトマト, 加工トマ</p>
--------------------------	---

<p>議 長</p> <p>山口正重委員</p>	<p>トなどを栽培する専業農家で、経営面積も240以上あり、若い後継者として頑張っております。研修生も6人おります。取得後は、ハウレンソウを栽培するそうです。以上のような理由から、買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>山口正重委員</p>	<p>23番、山口です。申請番号2番についてご説明いたします。願出人、■■■■さんは大規模農家で、競売に参加したいということでございます。申請地が自宅から近いということであり、つきましては、買受適格証明書の交付について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷卓司委員</p>	<p>続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>7番、菅谷です。飯岡会長案件でございます。申請番号3番についてご説明いたします。■■■■は、■■■■さん、4人程度で農地を耕作している会社でございます。農機具についての保有状況につきましては、トラクター3台を所有をしております。主にサツマイモ、ミニトマトを耕作しております。経営面積につきましては、現在29アールでございます。</p> <p>王さんは、地域内で経営規模拡大を図っております。問題ない案件と思われまます。つきましては、買受適格証明書の交付につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷幸子委員</p>	<p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>12番、菅谷です。4番について説明いたします。譲受人の深作さんは、田畑の面積があり、■■■■を経営しながら農家もしております。取得後も競売された耕作地で農作物を耕作すると思われまますので、買受適格証明書の交付に問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>永井司委員</p>	<p>続きまして、番号5番から番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、永井です。5番、6番、7番について説明いたします。譲受人、■■■■さんはサツマイモ、ミニトマト、葉物などを作っている大規模農家でありまして、今回、競売に参加したいということで申請があるそうでございますので、よろしく審議お願いした</p>

<p>議 長</p>	<p>いと思います。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>続きます、番号8番から番号10番、番号12番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、9番、10番、12番が一緒の方なので、一緒にしたいと思います。</p> <p>22番、菅谷です。申請人の■■■■さんは、イチゴ、葉物、お米などを中心に作付している農家さんです。農業規模としてもかなり大きい規模を経営されております。このほど、公売に参加したいとのことで、公売、もしも入札できたら葉物を中心に作付したいとのことでした。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>そういうことで、番号1番から番号10番、番号12番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番から番号10番、番号12番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、番号1番から番号10番、番号12番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。</p> <p>(議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きます、議案第6号 「農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見決定について」を議題といたします。</p>

議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>農用地利用集積等促進計画（案）において、意見を求められています。申請人につきましては10名、筆数は29筆で、合計面積は9万1,803平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和8年2月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>（質疑なしの声あり）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定をいたします。</p> <p>（議案第7号 鉾田市環境審議会委員の推薦について）</p>
議 長	<p>続きます。議案第7号 「鉾田市環境審議会委員の推薦について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>令和8年2月13日付鉾生第600号において、鉾田市環境審議会委員の任期満了に伴い、委員の推薦依頼を求められています。こちらにつきましては、鉾田市では、環境の保全・創造に関する施策の基本事項を定めることにより、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的</p>



	<p style="text-align: center;">(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定 による農地等の権利移動届出について)</p> <p>議 長 報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>事 務 局 2件の届出がございました。25筆で面積につきましては、合計で5万708.03平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p> <p style="text-align: center;">(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の 規定による農地等の権利移動届出について)</p> <p>議 長 報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>事 務 局 1件の届出がございました。1筆で地目、畑、面積1,338平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和8年2月2日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。</p> <p style="text-align: center;">(報告第4号 農地法制限除外の届出について)</p>
--	---

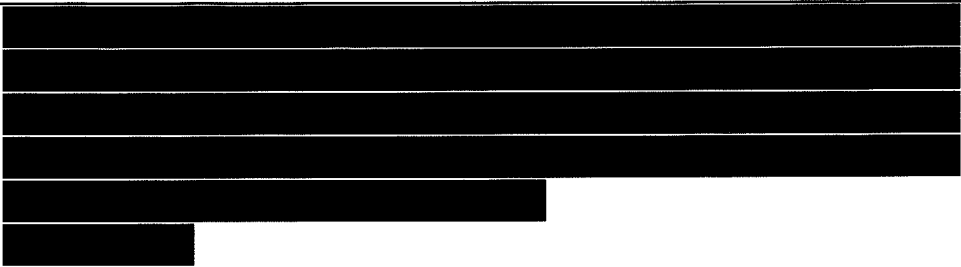
<p>議 長</p>	<p>続きますて、報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>1件の届出がございました。番号1番、届出地、 、地目、田、面積190平方メートル。申請人、 。転用施設は畦畔拡幅となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きますて、報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>法務局より1件の照会がございました。番号1番、1筆で地目、畑から原野への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和8年2月9日付けで会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きますて、その他について何かありましたらお願いします。 事務局、どうぞ。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>まず、その他ということで、皆様のお手元のほうに資料1という紙があると思うのですけれども、こちらを御覧ください。 こちらが令和8年度の標準賃金ということで、資料1のほうを御覧いただきたいと思います。標準賃金につきましては、農地法の第52条の規定によりまして情報提供することとなっております。これから令和8年度の標準賃金を作成するわけですが、現在の日雇いの賃金は10月の定例総会で決定したとおり8,600円となっております。</p>

	<p>おります。これにつきましては、県の最低賃金が時給1,074円で日額8,592円となっており、切り上げて8,600円で決定しております。また、請負作業については鹿行地域の単価を勘案して案のほうを作成したいと思っておりますので、裏面、今の裏面の令和7年度の農作業の標準賃金になっておりますけれども、こちらの表でご意見がございましたら、事務局のほうにご連絡いただければと思います。特に意見がない場合は3月の定例総会で決定したいと存じます。</p>
	<p>また、近隣市町村を見ると、設定していない項目が入っており、鉾田市においても近隣で設定していない項目を標準の金額で設定することは難しいと考えており、削除してもいいと思う項目もありますので、そちらの項目なのですが、今回、灰色に色のほうを塗ってある部分になりますが、田んぼの部で、調整乾燥（おだ干し）、畑の部で、ゴボウ、山芋の項目については削除していきたいと考えております。なるべく近隣の市町村の項目に近づけていきたいと考えております。こちらもご意見がなければ、この項目についても3月の定例総会で削除したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
	<p>続きまして、資料の2というものを申し上げます。こちらは、農地等の情報を募集していますという紙となっております。こちらは、ホームページと広報紙のほうに載せられておりますけれども、市の農業振興課では、市では、新規就農者の農地確保や規模拡大支援の一環として、現在耕作されている農地で地権者等から相談があった農地について、マッチングを行うため、「自から耕作ができなくなった」、「後継者がおらず離農を考えている」などでお困りの方の農地や農機具等の情報を収集しております。農地の利用促進や遊休農地の発生防止・解消を図るためにも、情報提供にご協力くださいということでありまして、農業振興課から農業委員様のほうにも周知をしていただきたいということで依頼がありました。新規就農者へ貸出しをするために、情報の提供をお願いしているものでありますので、もし離農とか考えていらっしゃる方がいらっしゃれば、農業振興課のほうへ情報の提供をお願いいたします。</p>
	<p>あと、報告事項で活動日誌、3月分までなのですが、3月25日の定例総会までに全部提出ということでお願いいたします。私のほうからは以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他について何かありましたら、お願いいたします。どうでしょうか、ないですか。 はい、どうぞ。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>毎月15日だったり16日ぐらいにやっている農業委員さん3名で行っている転用だったり適格証明の現地調査の件で、本年度に</p>

	<p>つきましては、新人の農業委員さんと2期目以上の農業委員さんを組み合わせた形で現地調査のほうさせていただいたのですが、本来は、議席番号順で1番、2番、3番の方が4月からという形で組んでいるので、来年度からはこのような形で、箕輪さん、伊藤さん、荒野さんが4月から入ってくるような形で現地調査のスケジュールをちょっと組ませていただきますので、その点よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>議長</p>	<p>分かりますか。</p>
<p>菅谷卓司委員</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>そうです。</p>
<p>菅谷卓司委員</p>	<p>[Redacted]</p>

大貫修一委員	[Redacted]
菅谷卓司委員	[Redacted]
大貫修一委員	[Redacted]
菅谷卓司委員	[Redacted]
大貫修一委員	[Redacted]
菅谷卓司委員	[Redacted]
大貫修一委員	[Redacted]

	[Redacted]
事務局	[Redacted]
大貫修一委員	[Redacted]
事務局	[Redacted]
大貫修一委員	[Redacted]
議長	[Redacted]
事務局	[Redacted]
事務局	[Redacted]

	
<p>大貫修一委員</p> <p>議 長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>あとは話合いでやってください。あくまでもこれは目安として、近隣の町村との額であります。</p> <p>そのほかはどうでしょうか。皆さんの方から何かありましたらば。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、ないようなので、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">午後3時26分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">議 長 (会 長) _____</p> <p style="text-align: center;">24 番 委 員 _____</p> <p style="text-align: center;">1 番 委 員 _____</p>